第四条　［略］

２　公安委員会は、認定申請書又は認定更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

［条を削る。］

（通知の方法）

第五条　［略］

（標識の様式）

第六条　法第六条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。

［条を削る。］

（標識の閲覧）

第七条　法第六条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　常時使用する従業者の数が五人以下である場合

二　当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合

２　法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該警備業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（認定の有効期間の更新の申請）

第八条　法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定の有効期間の更新）

第九条　法第七条第二項の規定により有効期間を更新したときは、更新を申請した者にその旨を通知するものとする。

第十二条　法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

［二・三　略］

第四条　［同上］

２　公安委員会は、認定申請書又は認定証更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（認定証の様式）

第五条　法第五条第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

（通知の方法）

第六条　［同上］

［条を加える。］

（認定証の再交付の申請）

第七条　法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、当該認定証を交付した公安委員会に、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。

２　前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第三条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由しなければならない。

［条を加える。］

（認定証の有効期間の更新の申請）

第八条　法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、当該認定証の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定証の有効期間の更新）

第九条　法第七条第二項の規定による有効期間の更新は、更新を受けようとする者が現に有する認定証と引換えに新たな認定証を交付して行うものとする。

第十二条　法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号

［二・三　同上］